

令和6年第5回都城市議会定例会（12月）

（議案第114号～第150号）

議案第 1 1 4 号

刑法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

刑法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(都城市文化賞条例の一部改正)

第1条 都城市文化賞条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（資格の喪失） 第7条 市長は、受賞者が本人の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する待遇を廃止する。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）～（4） （略） 2 受賞者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予の期間中、前条の待遇を停止する。	（資格の喪失） 第7条 市長は、受賞者が本人の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する待遇を廃止する。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）～（4） （略） 2 受賞者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予の期間中、前条の待遇を停止する。

（都城市特別職職員の倫理に関する条例の一部改正）

第2条 都城市特別職職員の倫理に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（刑の言渡し後における釈明） 第5条 （略） 2 前項に定めるもののほか、特別職職員がその職務に関する不正の行為により、<u>禁錮</u>以上の刑の言渡しを受け、その刑が確定するまでの間、引き続きその職にとどまるときは、前項の規定を準用する。この場合において、当該不正の行為が当該特別職職員の職務に関するものであるか否かは、議会の議員及び市長については議会が、その他の特別職職員については市長があらかじめ、委員会の意見を聴いて、法令の規定等に基づき決定す	（刑の言渡し後における釈明） 第5条 （略） 2 前項に定めるもののほか、特別職職員がその職務に関する不正の行為により、<u>拘禁刑</u>以上の刑の言渡しを受け、その刑が確定するまでの間、引き続きその職にとどまるときは、前項の規定を準用する。この場合において、当該不正の行為が当該特別職職員の職務に関するものであるか否かは、議会の議員及び市長については議会が、その他の特別職職員については市長があらかじめ、委員会の意見を聴いて、法令の規定等に基づき決定

るものとする。

するものとする。

（都城市情報公開条例の一部改正）

第3条 都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第34条 第19条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者及び地方公務員法に定める一般職に属する実施機関の職員で、職務上知り得た秘密を漏らしたものは、1年以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第34条 第19条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者及び地方公務員法に定める一般職に属する実施機関の職員で、職務上知り得た秘密を漏らしたものは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

（都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第18条の3 （略） 第18条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの。	（期末手当） 第18条の3 （略） 第18条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの。

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

第18条の5 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの。

第18条の5 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

（都城市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 都城市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成18年条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（支給制限等） 第5条 （略） 2 特別職の職員の退職手当の支給制限については退職手当支給条例第12条の規定を、退職手当の支払の差止めについては同条例第13条（同条第8項及び第9項を除く。）の規定を、退職後在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限については同条例第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を、退職手当の返納等については同条例第15条から第17条まで（第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）並びに第17条第5項を除く。）の規定を、退職手当の支給制限及び返納等の処分の調査審議については同条例第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、退職手当支給条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（市長をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定による失職」とあるのは「都城市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成18年条例第56号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、市長が公職選挙法第252条第1項に規定する罪により起訴されたときにあっては、退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「<u>禁錮</u>」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 （略）	（支給制限等） 第5条 （略） 2 特別職の職員の退職手当の支給制限については退職手当支給条例第12条の規定を、退職手当の支払の差止めについては同条例第13条（同条第8項及び第9項を除く。）の規定を、退職後在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限については同条例第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を、退職手当の返納等については同条例第15条から第17条まで（第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）並びに第17条第5項を除く。）の規定を、退職手当の支給制限及び返納等の処分の調査審議については同条例第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、退職手当支給条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（市長をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定による失職」とあるのは「都城市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成18年条例第56号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、市長が公職選挙法第252条第1項に規定する罪により起訴されたときにあっては、退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「<u>拘禁刑</u>」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 （略）

(都城市退職金条例の一部改正)

第6条 都城市退職金条例（平成18年条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職年金受給権の消滅) 第11条 退職年金を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利を消滅する。 (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。 (3) (略) 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって、禁錮以上の刑に処せられたときは、その権利を失う。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利のみを消滅する。 (退隠料の停止) 第35条 退隠料は、これを受けるものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間中これを停止する。 (1) (略) (2) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 (3) (略) (扶助料の停止)	(退職年金受給権の消滅) 第11条 退職年金を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利を消滅する。 (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年以上の拘禁刑に処せられたとき。 (3) (略) 2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって、拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その権利を失う。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利のみを消滅する。 (退隠料の停止) 第35条 退隠料は、これを受けるものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間中これを停止する。 (1) (略) (2) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 (3) (略) (扶助料の停止)

第60条 扶助料を受ける者が、3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その翌月からその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 2 前項の規定は、3年以下の禁錮の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を給すべき事由が発生した場合について、これを準用する。	第60条 扶助料を受ける者が、3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その翌月からその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 2 前項の規定は、3年以下の拘禁刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を給すべき事由が発生した場合について、これを準用する。
--	--

(都城市職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に

は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされ

は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされ

た場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において

た場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において

第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略）	て第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略）
--	--

（都城市環境保全条例の一部改正）

第8条 都城市環境保全条例（平成18年条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第87条 第59条第2項又は第66条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第87条 第59条第2項又は第66条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

（都城市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

第9条 都城市公設地方卸売市場業務条例（平成18年条例第215号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（卸売業務の許可） 第11条 （略） 2 （略） 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売の業務の許可をしてはならない。 （1） （略） （2） 許可申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定	（卸売業務の許可） 第11条 （略） 2 （略） 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売の業務の許可をしてはならない。 （1） （略） （2） 許可申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規

に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(7) (略)

(せり人の承認)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定により承認の申請があった場合は、せり人として承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をするものとする。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(6) (略)

(仲卸業務の許可)

第26条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(8) (略)

定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(7) (略)

(せり人の承認)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定により承認の申請があった場合は、せり人として承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をするものとする。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(6) (略)

(仲卸業務の許可)

第26条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(8) (略)

4 (略) (許可の基準) 第42条 市長は、第40条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) (略)	4 (略) (許可の基準) 第42条 市長は、第40条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) (略)
--	---

(都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例の一部改正)

第10条 都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例（平成18年条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第15条 第10条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は3万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第15条 第10条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は3万円以下の罰金に処する。 2 (略)

(都城市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第11条 都城市消防団員退職報償金支給条例（平成18年条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(遺族からの排除) 第7条 (略) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。	(遺族からの排除) 第7条 (略) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者
(2)～(5) (略)

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
(2)～(5) (略)

(都城市職員の失職の特例に関する条例の一部改正)

第12条 都城市職員の失職の特例に関する条例（平成18年条例第324号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(失職の特例) 第2条 任命権者は、職員が公務及びPTA活動等の地域貢献活動中における過失による事故により、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、かつ、その刑の執行を猶予された場合は、情状により当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の特例) 第2条 任命権者は、職員が公務及びPTA活動等の地域貢献活動中における過失による事故により、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、かつ、その刑の執行を猶予された場合は、情状により当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 (略)

(都城市土採取事業条例の一部改正)

第13条 都城市土採取事業条例（平成21年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)

(都城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第14条 都城市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧

刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑の長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例第18条の5第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（都城市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の都城市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに都城市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部総務課】

条例名	刑法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 6 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月等
制定改廃の 目的・背景	刑法の改正により、懲役刑と禁錮刑が廃止され一つの刑となり、新たに拘禁刑が創設されることとなったことに伴い、懲役、禁錮等の文言を用いている条例について、当該文言を拘禁刑に改めるため、関係条例の整理を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 拘禁刑の創設 ・刑法改正の経緯 禁錮刑は受刑者が非常に少ない（R3 受刑者：懲役刑…16,098 人、禁錮刑…47 人）上、禁錮刑受刑者のほとんどが刑務作業を希望することから、懲役刑と禁錮刑の実態的な差がほとんどなくなっているため、拘禁刑として一本化することになったもの。 (2) 条例改正の内容 ①懲役を科している条例及び②「懲役」「禁錮」の文言を用いている条例について、それぞれ「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に置き換える改正を行う。 (※内容の変更はなし。) (3) 経過措置 ① 施行日前の行為については、旧条例（懲役）を適用（附則第 2 項） ② 他の条例で施行日後の行為についても旧条例の罰則を適用させるとしているものについては、懲役・禁錮⇔拘禁刑、旧拘留（刑法改正前の刑務作業のなかった拘留）⇔拘留（刑法改正後の刑務作業等も可能となる拘留）の相互で置き換えをするよう規定（附則第 3 項） ③ 人の資格に関するものについては、懲役・禁錮⇔拘禁刑、旧拘留⇔拘留の相互で同一であるため、規定の適用に当たり置き換えを行う旨を規定（附則第 4 項）。なお、法の規定により「なお従前の例による」とされるものについては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の経過措置により、同様の措置が採られている。 ④ 施行日前の行為について禁錮以上の刑が定められている犯罪行為により起訴された場合の規定の適用に当たって、読み替えを行う旨を規定（附則第 5 項及び第 6 項）		
関係する法令 及びその条項	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号） 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	「懲役刑」等の刑罰を科している条例：都城市情報公開条例、都城市環境保全条例、都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例、都城市土採取条例、都城市議会の個人情報の保護に関する条例		

	「懲役」等の文言を用いている条例：都城市文化賞条例、都城市特別職職員の倫理に関する条例、都城市一般職の職員の給与に関する条例、都城市特別職の職員の退職手当に関する条例、都城市退職金条例、都城市職員退職手当条例、都城市公設地方卸売市場業務条例、都城市消防団員退職報償金支給条例、都城市職員の失職の特例に関する条例
備考	

議案第 1 1 5 号

都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
 都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（対象者） 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する寡婦等とする。 （1） 医療保険各法の規定による被保険者等であって、<u>かつ、被保険者証に本人以外の被保険者又は被扶養者の記載のない被保険者証の交付を受けているもの</u> （2） （略） 2 （略） （助成の範囲） 第4条 （略） 2 <u>認定対象者が、第6条第1項に規定する寡婦等医療費受給資格証を提示しないで、保険医療機関等において保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者の申請により助成する。</u> 3 認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者の申請により助成する。	（対象者） 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する寡婦等とする。 （1） 医療保険各法の規定による被保険者等であって、被扶養者<u>又は同一の被保険者記号・番号等（国民健康保険法第111条の2に規定する被保険者記号・番号等をいう。）を付された被保険者がいないもの</u> （2） （略） 2 （略） （助成の範囲） 第4条 （略） 2 市は、<u>認定対象者が、第6条第1項に規定する寡婦等医療費受給資格証を提示しないで、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、医療保険各法により当該医療に関する保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者の申請により助成する。</u> 3 市は、<u>認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者の申請により助成する。</u>

4 (略) (助成の方法等) 第7条 第4条第1項の助成は、1月を単位として助成すべき金額を決定し、認定対象者の申請に基づき、当該認定対象者が指定した振込み口座に助成金を振り込む方法により行うものとする。 2～4 (略)	4 (略) (助成の方法等) 第7条 第4条第1項の助成は、1月を単位として助成すべき金額を決定し、認定対象者の申請に基づき、当該認定対象者が指定した振込口座に助成金を振り込む方法により行うものとする。 2～4 (略)
--	---

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 115 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部こども政策課】

条例名	都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 6 年 12 月 2 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	医療保険各法の改正により、被保険者証の新規発行が廃止されることに伴い、条例の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 対象者要件の改正 対象者要件について、寡婦等であることに加え、被保険者証の記載内容により、被保険者であり、かつ、本人以外の被保険者又は被扶養者の記載がないことを要件としていたが、被保険者証の廃止より、被保険者であり、被保険者がいないことに加え、住所地特例等により同一世帯外に対象者と同じ被保険者番号を持つ被保険者がいた場合には対象としないように改正を行うもの。 (2) 文言の整理 その他文言の整理を行うもの。		
関係する法令 及びその条項	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の医療保険各法		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 1 6 号

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(過料) 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し <u>10万円</u> 以下の過料に処する。	(過料) 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、 <u>10万円</u> 以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 1 1 6 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 6 年 12 月 2 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	国民健康保険法の改正により、被保険者証の新規発行が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 過料規定の改正 被保険者証の新規発行の廃止により、被保険者証の返還を求めることがなくなるため、返還に応じない場合の過料の規定を削除するもの。 2 経過措置 有効期間が満了するまでの間は、被保険者証が有効当該被保険者証の返還については国民健康保険法の経過措置により行うことができるため、当該場合についてなお従前の例によることとする。		
関係する法令 及びその条項	国民健康保険法第 127 条第 1 項		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 1 7 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
(名称、位置及び対象区域)					(名称、位置及び対象区域)					
第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。					第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。					
名称		位置		対象区域	名称		位置		対象区域	
(略)					(略)					
妻ヶ丘地区公民館		都城市上東町 13号 1番		妻ヶ丘中学校の通学区域	妻ヶ丘地区公民館		都城市上東町 17街区 6号		妻ヶ丘中学校の通学区域	
(略)					(略)					
2 (略)					2 (略)					
別表第1 (第10条関係)					別表第1 (第10条関係)					
区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
公民館	(略)				公民館	(略)				
使用料	妻ヶ丘地区公民館	会議室 1	同上	200円	同上	妻ヶ丘地区公民館	相談室	同上	100円	同上
		会議室 2	同上	200円	同上		和室	同上	200円	同上
		会議室 1 及び	同上	300円	同上		調理室	同上	300円	同上
		会議室 2 を併					小会議室	同上	200円	同上
		せて使用する					中会議室	同上	300円	同上
	場合					小会議室 及び	同上	500円	同上	
						中会議室 を併				
						せて使用する				
						場合				
						多目的ホール	同上	700円	同上	

	(略)					
(略)						

備考

- 1・2 (略)
- 3 祝吉地区公民館、五十市地区公民館及び沖水地区公民館の多目的ホールについては、ステージを含む。

	(多目的室 1 から多目的室 3 までの全てを使用する場合)			
	多目的室 1	同上	300円	同上
	多目的室 2	同上	300円	同上
	多目的室 3	同上	300円	同上
	多目的室 1 及び多目的室 2 を併せて使用する場合	同上	500円	同上
	多目的室 2 及び多目的室 3 を併せて使用する場合	同上	500円	同上
(略)				
(略)				

備考

- 1・2 (略)
- 3 妻ヶ丘地区公民館、祝吉地区公民館、五十市地区公民館及び沖水地区公民館の多目的ホールについては、ステージを含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の妻ヶ丘地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前に

おいでも行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会生涯学習課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止					
施行予定日	公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日		制定年月	平成 21 年 3 月		
制定改廃の目的・背景	妻ヶ丘地区公民館の建替えによる新公民館の供用開始に伴い、当該公民館の住所及び使用料を変更するため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 妻ヶ丘地区公民館の住所の変更 仮設公民館から新公民館へ移転するため、所在地を都城市上東町 17 街区 6 号に改正する。					
	(2) 妻ヶ丘地区公民館の使用料の変更 新公民館の供用開始に伴い、使用料を次のとおり改正する。					
	区 分			単 位	基 礎 額	単位当たりの使用料の額
	公 民 館 使 用 料	妻 ヶ 丘 地 区 公 民 館	相 談 室	同 上	100 円	同 上
			和 室	同 上	200 円	同 上
			調 理 室	同 上	300 円	同 上
			小 会 議 室	同 上	200 円	同 上
			中 会 議 室	同 上	300 円	同 上
			小会議室及び中会議室を併せて使用する場合	同 上	500 円	同 上
			多目的ホール（多目的室 1 から多目的室 3 までの全てを使用する場合）	同 上	700 円	同 上
			多目的室 1	同 上	300 円	同 上
			多目的室 2	同 上	300 円	同 上
			多目的室 3	同 上	300 円	同 上
			多目的室 1 及び多目的室 2 を併せて使用する場合	同 上	500 円	同 上
			多目的室 2 及び多目的室 3 を併せて使用する場合	同 上	500 円	同 上
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						

議案第 1 1 8 号

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成26年条例第42号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、原則として当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略)	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数 <u>(都城市介護保険運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者(法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。))の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、市長が適当と認める者により構成されるものをいう。)</u> が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、都城市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複</u>

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると都城市介護保険運営協議会において認められた場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると都城市介護保険運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常

数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると都城市介護保険運営協議会において認められた場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると都城市介護保険運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する

勤の <u>前項第 2 号</u> 又は第 3 号に掲げる者のい ずれか 1 人

常勤の <u>第 1 項第 2 号</u> 又は第 3 号に掲げる者の いずれか 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 118 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部いきいき長寿課】

条例名	都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置について柔軟な対応を可能とするため、所要の改正をしようとするもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 常勤換算方法について (第 3 条第 1 項) 地域包括支援センター職員の員数について、第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して都城市介護保険運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。 (2) 複数の地域包括支援センターでの職員配置について (第 3 条第 2 項) 地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると都城市介護保険運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第 1 号被保険者数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。 この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、3 職種のうちいずれかから 2 人の常勤の職員を配置しなければならないこととする。 ※地域包括支援センターに配置すべき 3 職種 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員		
関係する法令 及びその条項	介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 46 介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 66 第 1 号		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 1 9 号

都城市教育振興基金条例の制定について

都城市教育振興基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市教育振興基金条例

(設置)

第1条 学校分収林の伐採等に伴い生じた収益金、寄附金等を適正に管理し、学校教育環境の整備その他教育の発展や充実を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、都城市教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、都城市一般会計歳入歳出予算(以下「一般会計予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実かつ有利な方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に、これを処分することができる。この場合において、学校分収林の伐採等に伴い生じた収益額について積立てたものについては、学校分収林の造成管理を行った当該学校の事業等のために処分するものとする。

(1) 学校教育環境の整備に関する事業

(2) 前号に掲げるもののほか教育の発展、充実等を図るための事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会教育総務課】

条例名	都城市教育振興基金条例		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 1 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の 目的・背景	学校分収林の伐採等に伴い生じた収益金、寄附金等を適正に管理し、学校教育環境の整備その他教育の発展や充実を図るため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 基金の設置 学校分収林の伐採等に伴い生じた収益金、寄附金等を適正に管理し、学校教育環境の整備その他教育の発展や充実を図るため、都城市教育振興基金を設置する。 2 基金への積立て 基金として積み立てる額は、都城市一般会計歳入歳出予算に定める額とする。 3 基金の処分 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に、これを処分することができる。この場合において、学校分収林の伐採等に伴い生じた収益額について積立てたものについては、学校分収林の造成管理を行った当該学校の事業等のために処分するものとする。 (1) 学校教育環境の整備に関する事業 (2) 前号に掲げるもののほか教育の発展、充実等を図るための事業 4 その他 基金の管理、運用益金の処理及び繰替運用について、必要な規定を設ける。		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 0 号

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市道路占用料条例の一部改正)

第1条 都城市道路占用料条例(平成18年条例第216号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	(略)	<u>630</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	(略)	<u>620</u>
	第2種電柱		<u>970</u>		第2種電柱		<u>950</u>
	(略)				(略)		
	第1種電話柱	(略)	<u>560</u>		第1種電話柱	(略)	<u>550</u>
	第2種電話柱		<u>900</u>		第2種電話柱		<u>880</u>
	(略)				(略)		
	電柱又は電話柱以外の柱類	(略)	<u>56</u>		電柱又は電話柱以外の柱類	(略)	<u>55</u>
	(略)				(略)		
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>550</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>540</u>
	地下に設ける変圧器		<u>340</u>		地下に設ける変圧器		<u>330</u>
	(略)				(略)		
	郵便差出箱	(略)	<u>470</u>		郵便差出箱	(略)	<u>460</u>
	広告塔		<u>900</u>		広告塔		<u>830</u>
	(略)				(略)		
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>24</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>23</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		<u>34</u>		外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		<u>51</u>		外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		<u>68</u>		外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		<u>66</u>

		ル未満のもの			
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>100</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>240</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>340</u>	
		外径が1メートル以上のもの		<u>680</u>	
法第32条	自動運行	(略)			
第1項第3号に掲げる施設	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	<u>900</u>	
		その他のもの		上空に設けるもの	<u>560</u>
				地下に設けるもの	<u>340</u>
	(略)				
(略)					
法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの	(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に <u>0.005</u> を乗じて得た	

	ル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330
	外径が1メートル以上のもの			660
法第32条	自動運行	(略)		
第1項第3号に掲げる施設	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	880
		その他のもの	上空に設けるもの	550
			地下に設けるもの	330
	(略)			
(略)				
法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの	(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に0.004を乗じて得た

			額	
		階数が 2 のもの	A に <u>0.008</u> を 乗 じ て 得 た 額	
		階数が 3 以上のもの	A に <u>0.01</u> を 乗 じ て 得 た 額	
		上空に設ける通路	<u>450</u>	
		地下に設ける通路	<u>270</u>	
		(略)		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>9</u>	
	その他のもの		<u>90</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（ア一時的に設けるもの		<u>90</u>	
	一チであるものを除く。）		<u>900</u>	
	標識		<u>900</u>	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>9</u>	
		その他のもの	<u>90</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>9</u>	
		その他のもの	<u>90</u>	

			額	
		階数が 2 のもの	A に <u>0.006</u> を 乗 じ て 得 た 額	
		階数が 3 以上のもの	A に <u>0.007</u> を 乗 じ て 得 た 額	
		上空に設ける通路	<u>420</u>	
		地下に設ける通路	<u>250</u>	
		(略)		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>8</u>	
	その他のもの		<u>83</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（ア一時的に設けるもの		<u>83</u>	
	一チであるものを除く。）		<u>830</u>	
	標識		<u>880</u>	
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>8</u>	
		その他のもの	<u>83</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>8</u>	
		その他のもの	<u>83</u>	

	アーチ	車道を横断するもの		900
		その他のもの		450
(略)				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)		90
(略)				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		(略)	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		(略)	Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建	(略)		(略)	Aに0.023を乗じて得た額

	アーチ	車道を横断するもの		830
		その他のもの		420
(略)				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)		83
(略)				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		(略)	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		(略)	Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建	(略)		(略)	Aに0.022を乗じて得た額

建築物			
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033 を乗じて 得た額
備考 1～4 (略)			

建築物			
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて 得た額
備考 1～4 (略)			

(都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(占用料等の算定) 第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。 (1)・(2) (略) (3) 占用の期間が1月に満たないときの占用料等の額は、別表を適用して得た占用料等の額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。 (4)・(5) (略) (権利の譲渡等の制限) 第13条 占用者は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡又は貸付け若しくは担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 別表第1（第8条関係）	(占用料等の算定) 第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。 (1)・(2) (略) (3) 占用の期間が1月に満たないときの占用料等の額は、別表を適用して得た占用料等の額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。 (4)・(5) (略) (権利の譲渡等の制限) 第13条 占用者は、占用等の許可に基づく権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 別表第1（第8条関係）

種類	単位	金額（円）
第 1 種電柱	（略）	<u>630</u>
第 2 種電柱		<u>970</u>
（略）		
第 1 種電話柱	（略）	<u>560</u>
第 2 種電話柱		<u>900</u>
（略）		
電柱又は電話柱以外の柱類	（略）	<u>56</u>
（略）		
広告板	（略）	<u>900</u>
（略）		
備考		
1 ～ 5 （略）		

種類	単位	金額（円）
第 1 種電柱	（略）	<u>620</u>
第 2 種電柱		<u>950</u>
（略）		
第 1 種電話柱	（略）	<u>550</u>
第 2 種電話柱		<u>880</u>
（略）		
電柱又は電話柱以外の柱類	（略）	<u>55</u>
（略）		
広告板	（略）	<u>830</u>
（略）		
備考		
1 ～ 5 （略）		

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 前項の規定にかかわらず、施行日以後の都城市道路占用料条例の規定による道路及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の規定による法定外公共物に係る占用の許可、占用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 120 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部維持管理課】

条例名	都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	九州統一の単価の改定を受けて改正された宮崎県の道路占用料徴収条例に準じ、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 都城市道路占用料条例の一部改正 (第 1 条) 占用料の額を定めた別表を、宮崎県の道路占用料徴収条例 (昭和 43 年宮崎県条例第 3 号) 別表のうち都城市の区分に応じた額に改める。 (2) 都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正 (第 2 条) 占用料の額を定めた別表第 1 を、都城市道路占用料条例 (平成 18 年条例第 216 号) 別表の改正に応じた額に改める。		
関係する法令 及びその条項	道路占用料徴収条例 (昭和 43 年宮崎県条例第 3 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

都 使 審 第 4 号
令和 6 年 10 月 31 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西 川 英 男

使用料等の額の制定について（答申）

令和 6 年 10 月 1 日付け都財第 266 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

審議に当たり、改定の理由、経緯、改定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 1]のとおり改定することが適当である。

2 都城市斎場条例の一部改正について

審議に当たり、改定の理由、経緯、改定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 2]のとおり、改定することが適当である。

3 都城市都市公園条例の一部改正について

審議に当たり、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 3]のとおり、制定することが適当である。

審議会委員

会 長	西 川 英 男
委 員	蓑 原 行 満
	上 原 誠 史
	横 山 幸 子
	福 留 浪 子
	長 友 佳奈美

[別表 1]

○都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

都城市道路占用料条例

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、同表に定めのないものについては、類似の占用物件に準じて市長が定める。

別表 (第2条関係)

占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>620</u>
	第2種電柱	同上	<u>950</u>
	第3種電柱	同上	1,300
	第1種電話柱	同上	<u>550</u>
	第2種電話柱	同上	<u>880</u>
	第3種電話柱	同上	1,200
	電柱又は電話柱以外の柱類	同上	<u>55</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類	同上	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>540</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>330</u>
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱	同上	<u>460</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>830</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>23</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	同上	<u>33</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同上	<u>50</u>

	外径が 0.15 メートル以上 0.2メートル未満のもの		同上	66	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		同上	99	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		同上	130	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		同上	230	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		同上	330	
	外径が 1 メートル以上のもの		同上	660	
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	同上	3
			その他のもの	同上	11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	880
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	550
			地下に設けるもの	同上	330
		その他のもの		同上	1,100
	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		同上	1,100	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	同上	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの	同上	Aに 0.006 を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの	同上	Aに 0.007 を乗	

				じて得た額
	上空に設ける通路		同上	420
	地下に設ける通路		同上	250
	その他のもの		同上	1,100
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		8
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		83
道路法施行 令（昭和27 年政令第 479号。以 下「令」と いう。）第7 条第1号に 掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830
	標識		1本につき1年	880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8
		その他のもの	1本につき1月	83
	幕（令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
	工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830
		その他のもの	同上	420
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		1,100
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		83
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		同上		110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	同上	Aに0.017を乗じて得た額	

	その他のもの	同上	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	同上	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	その他のもの	同上	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	同上	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	同上	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	同上	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	同上	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	同上	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		同上	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額

備考

- 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 「表示面積」とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいう。

都城市法定外公共物の管理に関する条例

(占用料等)

第8条 別表第1又は別表第2左欄に掲げるものについて占用等の許可を受けた者は、同表右欄に掲げる占用料又は土石等採取料（以下「占用料等」という。）を納入しなければならない。ただし、同表に定めのないもので道路法第32条第1項各号に規定する工作物等を法定外公共物に設ける場合は、都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の例により、それ以外のものについては、類似の物件に準じて市長が定める。

別表第1（第8条関係）

種類	単位	金額（円）
第1種電柱	1本につき1年	620
第2種電柱	同上	950
第3種電柱	同上	1,300
第1種電話柱	同上	550
第2種電話柱	同上	880
第3種電話柱	同上	1,200
電柱又は電話柱以外の柱類	同上	55
公衆電話所	1個につき1年	1,100
建築物	1平方メートルにつき1年	390
道路及び通路橋	同上	1,100
埋架工作物	同上	70
広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	830
送電塔	1平方メートルにつき1年	1,100
原形占用地	同上	38

備考

- 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通話又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するもの

をいう。

3 通路橋は、幅 1 メートル未満のものを除く。

4 「表示面積」とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいう。

5 「原形占用地」とは、現状として占用物件と一体となって占用しているものをいう。

[別表 2]

○都城市斎場条例の一部改正について

(使用料)

第 3 条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

別表（第 3 条関係）

(1) 焼却施設

区分			単位	使用料の額
遺体	12 歳以上	死亡時住所が本市である場合	1 体	<u>25,000 円</u>
		死亡時住所が本市でない場合	同上	<u>56,000 円</u>
	12 歳未満	死亡時住所が本市である場合	同上	<u>16,000 円</u>
		死亡時住所が本市でない場合	同上	<u>37,000 円</u>
本市に住所を有する者		死産児	同上	<u>7,000 円</u>
		改葬遺骨	<u>1 炉</u>	<u>7,000 円</u>
		産胎物	1 胎分	2,000 円
		肢体の一部		3,000 円
本市に住所を有しない者		死産児	1 体	<u>17,000 円</u>
		改葬遺骨	<u>1 炉</u>	<u>17,000 円</u>
		産胎物	1 胎分	<u>5,000 円</u>
		肢体の一部		<u>8,000 円</u>

[別表 3]

○都城市都市公園条例の一部改正について

都城市都市公園条例

(使用料等)

第 21 条 法第 5 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 1 及び別表第 4 に定める額の使用料を前納しなければならない。

ただし、許可の際納付しがたいもの又は別に定めのあるものは、この限りでない。

2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。この場合における占用料の額の算定、徴収の方法等については、都城市道路占用料条例（平成 18 年条例第 216 号）の規定を準用する。ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設については、別表第 4 を適用する。

3 市長は、都市公園等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第 1 項の使用料に代えて、有料施設等の利用に係る料金及び第 10 条の規定による許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第 1 項の規定にかかわらず、別表第 1 及び別表第 4 に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第 23 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 7 条、第 21 条関係）

1 ～ 3 （略）

4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合

(1) 陸上競技場

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	428 円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じた

					ときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	846 円	同上
	入 場 料 を 徴	高校生以下	同上	856 円	同上
	収する場合	大人	同上	1,692 円	同上
アマチュア以外	入 場 料 を 徴	高校生以下	同上	4,280 円	同上
	収しない場	大人	同上	8,460 円	同上
	合				
	入 場 料 を 徴	高校生以下	同上	8,554 円	同上
	収する場合	大人	同上	16,918 円	同上
個人で利用する場合		高校生以下	同上	55 円	同上
		大人	同上	110 円	同上
放送設備			1 回	2,000 円	同上
ナイター設備 4 基（全灯）			1 時間	1,082 円	同上
シャワー			1 人 1 回	100 円	同上
			1 団 体 1 回	500 円	同上
会議室			1 時間	500 円	同上
冷暖房設備			同上	250 円	同上

（２）～（４） （略）

（５） 器具備品等

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
陸上競技場	椅子	1 時間	10 円	（略）
	机	同上	10 円	同上
	テント	同上	40 円	同上
	ハードル（１組）	同上	90 円	同上
	トラック競技器具（１組）	同上	20 円	同上
	※ハードルを除く。			
	幅跳器具（１組）	同上	20 円	同上
	走高跳器具（１組）	同上	90 円	同上

	<u>棒高跳器具（１組）</u>	<u>同上</u>	<u>90 円</u>	<u>同上</u>
	<u>投てき器具（１組）</u>	<u>同上</u>	<u>20 円</u>	<u>同上</u>
	<u>写真判定装置（１式）</u>	<u>同上</u>	<u>2,210 円</u>	<u>同上</u>
	<u>競技器具（１式）</u>	<u>同上</u>	<u>710 円</u>	<u>同上</u>
	<u>※写真判定装置を除く。</u>			
	<u>ライン引き（ペイント用）</u>	<u>1 回</u>	<u>2,000 円</u>	<u>同上</u>
	<u>サッカーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500 円</u>	<u>同上</u>
	<u>ラグビーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500 円</u>	<u>同上</u>
多 目 的 的 広 場	<u>ライン引き（ペイント用）</u>	<u>1 回</u>	<u>2,000 円</u>	<u>同上</u>
	<u>サッカーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500 円</u>	<u>同上</u>

議案第 1 2 1 号

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
 都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （経過措置） 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に都城市企業立地促進条例<u>第4条第1項</u>の規定により指定された指定事業者又は当該指定事業者の立地支援企業の工場等については、別表第1に掲げる集落居住環境保全型地区の項第7号、田園系生活拠点型地区の項第6号、沿道利用保全型地区の項第6号及びインター周辺整序型地区の項第6号の規定は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。	附 則 （経過措置） 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から<u>令和12年3月31日</u>までの間に都城市企業立地促進条例<u>第3条第2項</u>の規定により指定された指定事業者又は当該指定事業者の立地支援企業の工場等については、別表第1に掲げる集落居住環境保全型地区の項第7号、田園系生活拠点型地区の項第6号、沿道利用保全型地区の項第6号及びインター周辺整序型地区の項第6号の規定は、<u>令和12年4月1日</u>から施行する。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 121 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部都市計画課】

条例名	都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	都城志布志道路の整備等による企業の立地ニーズの高まりが今後も続くことなどを踏まえ、立地指定企業の工場等の面積制限を適用しない経過措置を延長するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 経過措置の延長 経過措置の適用期間について、令和 7 年 3 月 31 日までから令和 12 年 3 月 31 日までに延長するもの。 2 指定事業者の根拠条の修正 立地企業の指定の根拠を、企業立地促進条例第 4 条第 1 項から、企業立地促進条例第 3 条第 2 項に修正するもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 2 号

都城市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

都城市斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市斎場条例の一部を改正する条例

都城市斎場条例（平成18年条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後								
別表（第3条関係） （1） 焼却施設					別表（第3条関係） （1） 焼却施設								
遺体	区分		単位	使用料の額	遺体	区分		単位	使用料の額				
	12歳以上	死亡時住所が本市である場合	(略)	<u>20,000円</u>		12歳以上	死亡時住所が本市である場合	(略)	<u>25,000円</u>				
		死亡時住所が本市でない場合		<u>45,000円</u>			死亡時住所が本市でない場合		<u>56,000円</u>				
		12歳未満		死亡時住所が本市である場合			<u>13,000円</u>		12歳未満	死亡時住所が本市である場合	<u>16,000円</u>		
				死亡時住所が本市でない場合			<u>29,000円</u>			死亡時住所が本市でない場合	<u>37,000円</u>		
	本市に住所を有する者			死産児		<u>6,000円</u>	本市に住所を有する者		死産児	<u>7,000円</u>			
				改葬遺骨		<u>1 棺</u>			<u>6,000円</u>	改葬遺骨	<u>1 炉</u>	<u>7,000円</u>	
				(略)		(略)							
	本市に住所を有しない者			死産児		(略)	<u>12,000円</u>		本市に住所を有しない者		死産児	(略)	<u>17,000円</u>
			改葬遺骨	<u>1 棺</u>		<u>12,000円</u>	改葬遺骨	<u>1 炉</u>			<u>17,000円</u>		
産胎物			(略)	<u>4,000円</u>	産胎物	(略)	<u>5,000円</u>						
肢体の一部				<u>6,000円</u>	肢体の一部		<u>8,000円</u>						
(2) (略)					(2) (略)								

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 2 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部環境政策課】

条例名	都城市斎場条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	都城市斎場の使用料について、近年の物価上昇や燃料単価の高騰、老朽化による修繕費の増加などに鑑み、安定的な管理運営を図ることを目的として増額改定を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 使用料の改正 斎場の使用料について、次のとおり改正を行うもの。		
	区 分		改正前
			使用料の額
	遺体 12 歳以上 (1 体)	市内	20,000 円
		市外	45,000 円
	遺体 12 歳未満 (1 体)	市内	13,000 円
		市外	29,000 円
	死産児 (1 体)	市内	6,000 円
		市外	12,000 円
	改葬遺骨 改正前：(1 棺) 改正後：(1 炉)	市内	6,000 円
		市外	12,000 円
	産胎物 (1 胎分)	市内	2,000 円
		市外	4,000 円
	肢体の一部	市内	3,000 円
		市外	6,000 円
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 3 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年条例第44号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表第 1 （第 7 条、第 21 条関係）				別表第 1 （第 7 条、第 21 条関係）				
1 ～ 3 （略）				1 ～ 3 （略）				
4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合				4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合				
(1) 陸上競技場				(1) 陸上競技場				
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
(略)				(略)				
放送設備	(略)			放送設備	(略)			
(略)				ナイター設備 4 基（全灯）	1 時間	1,082円	同上	
(略)				(略)				
(2)～(4) （略）				(2)～(4) （略）				
(5) 器具備品等				(5) 器具備品等				
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
器具備品等	品名別に規則で定める単位	品名別に規則で定める額	(略)	陸上競技場	椅子	1 時間	10円	
					(略)			
					机	同上	10円	同上
					テント	同上	40円	同上
			ハードル（1 組）		同上	90円	同上	
			トラック競技器具（1 組）		同上	20円	同上	
			※ハードルを除く。					
				幅跳器具（1 組）	同上	20円	同上	

5 ～ 8 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 ～ 8 （略）

	<u>走高跳器具（１組）</u>	<u>同上</u>	<u>90円</u>	<u>同上</u>
	<u>棒高跳器具（１組）</u>	<u>同上</u>	<u>90円</u>	<u>同上</u>
	<u>投てき器具（１組）</u>	<u>同上</u>	<u>20円</u>	<u>同上</u>
	<u>写真判定装置（１式）</u>	<u>同上</u>	<u>2,210円</u>	<u>同上</u>
	<u>競技器具（１式）</u>	<u>同上</u>	<u>710円</u>	<u>同上</u>
	<u>※写真判定装置を除く。</u>			
	<u>ライン引き（ペイント用）</u>	<u>1回</u>	<u>2,000円</u>	<u>同上</u>
	<u>サッカーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
	<u>ラグビーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
<u>多 目 的 広 場</u>	<u>ライン引き（ペイント用）</u>	<u>1回</u>	<u>2,000円</u>	<u>同上</u>
	<u>サッカーゴールポスト</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>

議案第 1 2 3 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：観光スポーツPR部スポーツ政策課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	令和 5 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	山之口運動公園内の陸上競技場及び多目的広場について、新たな施設の設備及び器具備品等の使用料を規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 使用料に係る規定の追加 ① 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合 (1) 陸上競技場にナイター設備の使用料に係る規定を追加するもの。 ② 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合 (5) 器具備品等に陸上競技場及び多目的広場に関連する器具備品等の使用料に係る規定を追加するもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 3 4 号

工事請負契約の締結について

R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 4 0 2, 3 8 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市高城町桜木 1 6 9 3 番地 2
株式会社 桜木組 |

議案第134号関係資料

R 6 企工第3号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（1・2工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 29,831 m ²		
・造成工 切土	V = 400 m ³		
・盛土	V = 36,345 m ³		
・防災施設工	N = 一式	・調整池工	N = 一式
・道路築造工	N = 一式	・仮設工	N = 一式
・雨水排水工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・地区外用水路工	N = 一式	・撤去工	N = 一式

2 予定価格 406,700,800円（消費税及び地方消費税込み）
369,728,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 402,380,000円（消費税及び地方消費税込み）
365,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.93%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	365,800,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 （40：30：30）	369,728,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 135 号

工事請負契約の締結について

R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（3・4 工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（3・4 工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 282,810,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町 4866 番地 2
都北産業 株式会社 |

議案第135号関係資料

R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 20,647 m ²		
・造成工 切土	V = 2,560 m ³		
・盛土	V = 17,624 m ³		
・防災施設工	N = 一式	・調整池工	N = 一式
・道路築造工	N = 一式	・仮設工	N = 一式
・雨水排水工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・地区外用水路工	N = 一式	・撤去工	N = 一式

2 予定価格 285,763,500円（消費税及び地方消費税込み）
259,785,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 282,810,000円（消費税及び地方消費税込み）
257,100,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	257,100,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 （40：30：30）	259,785,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第136号

議決事項の変更について

令和4年12月16日に議決された議案第173号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 102, 215, 400円

議案第173号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 881,598,324円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田2112番地3
丸昭建設 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事

- 1 工事概要 補助（3種）競技場 S造 2階
 （建築面積 1330.65 m² 延べ面積 1570.46 m²）
 器具庫棟 S造 平屋
 （建築面積 179.96 m² 延べ面積 147.93 m²）
 一部外構工事（舗装、雨水排水、門扉等）
- 2 予定価格 958,760,000円（消費税及び地方消費税込み）
 871,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 881,598,324円（消費税及び地方消費税込み）
 801,453,022円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 91.95%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
持永・高野・匠 特定建設工事共同企業体 （45:30:25）	869,000,000	
丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体 （40:30:30）	801,453,022	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 6 月 2 9 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 4 年 1 2 月 1 6 日（令和 4 年議案第 1 7 3 号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事		
相 手 方	丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	8 8 1, 5 9 8, 3 2 4 円
		今回変更後の契約金額	8 8 8, 4 9 6, 4 0 0 円
		議決金額からの増減額	6, 8 9 8, 0 7 6 円 増額 (増減率 0. 7 8 % 増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・地盤改良工事及び杭工事の着工前ボーリング調査において支持地盤を確認するため、ボーリング調査箇所を追加した。 ・着工前ボーリング調査の結果に基づき、地盤改良工事及び杭工事の変更を実施した。 ・施設所管課の要望により、会議室を備蓄倉庫へ変更した。		

（文書取扱 総務部契約課）

議案第109号

議決事項の変更について

令和4年12月16日に議決された議案第173号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 061, 313, 000円

専決第 2 1 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 2 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 4 年 1 2 月 1 6 日（令和 4 年議案第 1 7 3 号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事		
相 手 方	丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1, 0 6 1, 3 1 3, 0 0 0 円
		今回変更後の契約金額	1, 0 6 2, 7 4 8, 5 0 0 円
		議決金額からの増減額	1, 4 3 5, 5 0 0 円増額 (増減率 0. 1 4 % 増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・別途発注工事が複数敷地内で施工しており、工事間で調整したが敷地内に十分な残土置場を確保できなかった。一部良質土については別途発注造成工事で利用し、利用できない残土については場外搬出処分とした。 ・敷地仮囲い防塵シートが突風で破損したため、メッシュシートにて復旧した。 ・その他、工事出来高に合わせ数量の変更を実施した。		

（文書取扱 総務部契約課）

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和6年6月17日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和4年12月16日（令和4年議案第173号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事		
相 手 方	丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1,061,313,000円
		第1回変更後の契約金額	1,062,748,500円
		今回変更後の契約金額	1,072,074,300円
		議決金額からの増減額	10,761,300円増額 (増減率1.01%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・発生土処分許可手続に要した期間の工期を延伸する。 ・大阪万博等の影響により鋼材不足や加工工場が繁忙となり、鉄骨の納入が大幅に遅れたため工期を延伸する。 ・上記理由により、工期の終期を令和6年8月30日から令和7年3月14日に変更する。工期延伸により共通費が増額となる。		

（文書取扱 総務部契約課）

専決第43号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和6年9月26日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和4年12月16日（令和4年議案第173号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場建築（建築主体）工事		
相 手 方	丸昭・真栄・藤誠 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1,061,313,000円
		第1回変更後の契約金額	1,062,748,500円
		第2回変更後の契約金額	1,072,074,300円
		今回変更後の契約金額	1,088,076,000円
		議決金額からの増減額	26,763,000円増額 (増減率2.52%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・鉄骨工事において設計指示による補強プレート、外壁・鋼製建具下地、間柱の追加により増額変更とした。 ・大屋根軒天井下地について湾曲した軒天井への対応、耐震性・耐風圧向上のため軽量リップ溝形鋼から軽量鉄骨下地へ増額変更とした。 ・当初設計では大屋根軒先にアングル取付となっていたが、メンテナンス性や施工性を考慮して取りやめとし減額した。 ・その他工事出来高に合わせ数量の変更を実施した。		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に基づく請負代金額の変更をおこなうもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
—	インフレスライド	12,854,000
合計 (税抜)		12,854,000
消費税及び地方消費税額		1,285,400
追加費用総計		14,139,400

スライド額の算定 (増額スライドの場合)

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S = スライド額

P1 = 変動前残工事請負代金額

P2 = 変動後残工事請負代金額

3 変更後の契約金額

現在の契約金額 1,088,076,000円

追加費用額 14,139,400円

変更後の契約金額 1,102,215,400円

議案第 1 3 7 号

議決事項の変更について

令和 5 年 3 月 2 2 日に議決された議案第 4 7 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 1 2 3, 0 0 6, 5 0 0 円

議案第 4 7 号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1, 0 5 6, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町 5 4 2 7 番地 1
大淀開発 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事

- 1 工事概要
- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 土工 | N = 1 式 |
| 散水施設工 | N = 1 式 |
| 排水施設工 | N = 1 式 |
| 電気通信施設工 | N = 1 式 |
| グラウンドコート舗装工 | A = 1 9 1 3 4 . 3 m ² |
| グラウンドコート施設整備工 | N = 1 式 |
| 地盤改良工 | N = 1 式 |
| 付帯工 | N = 1 式 |
- 2 予定価格
- 1, 0 8 1, 1 2 7, 3 0 0 円 (消費税及び地方消費税込み)
- 9 8 2, 8 4 3, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 3 落札価格
- 1, 0 5 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税込み)
- 9 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 4 落札率
- 9 7 . 6 7 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
吉原・木場・丸宮 特定建設工事共同企業体 (5 0 : 3 0 : 2 0)	963, 180, 000	
大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体 (4 5 : 3 5 : 2 0)	960, 000, 000	落札
徳満・真栄・南星 特定建設工事共同企業体 (4 0 : 3 5 : 2 5)	964, 200, 000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和5年3月22日（令和5年議案第47号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事		
相 手 方	大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1,056,000,000円
		第1回変更後の契約金額	1,056,000,000円
		今回変更後の契約金額	1,071,988,000円
		議決金額からの増減額	15,988,000円増額 (増減率1.51%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・国及び県からの通知に倣い、特例措置（令和5年3月1日以降に契約を行う工事であって、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもののうち、新労務単価に基づく契約に変更するための協議をしたものについて新労務単価に基づく請負代金額に変更する措置）を適用するため。		

（文書取扱 総務部契約課）

専決第 2 0 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 1 9 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 5 年 3 月 2 2 日（令和 5 年議案第 4 7 号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事		
相 手 方	大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議 決 の あ っ た 契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0, 0 0 0 円
		第 1 回変更後の契約金額	1, 0 5 6, 0 0 0, 0 0 0 円
		第 2 回変更後の契約金額	1, 0 7 1, 9 8 8, 0 0 0 円
		今 回 変 更 後 の 契 約 金 額	1, 0 8 1, 1 5 3, 7 0 0 円
		議 決 金 額 か ら の 増 減 額	2 5, 1 5 3, 7 0 0 円増額 (増減率 2. 3 8 %増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・土工について、当初想定していなかった軟岩の出現により単価を見直した。 ・電気通信施設工について、作業内容を見直した。 ・地盤改良工について、チェックボーリングの結果を鑑み施行範囲を変更した。 ・技術管理費について、現地地盤の状況を確認するためチェックボーリング数を増やした。 ・現地精査及び現地条件見直し等に伴い単価・数量を変更した。		

(文書取扱 総務部契約課)

議案第 7 3 号

議決事項の変更について

令和 5 年 3 月 2 2 日に議決された議案第 4 7 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 0 8 9, 7 8 4, 3 0 0 円

1 変更理由

グラウンドコート舗装工において、天然芝の植床土厚減少及びポリウレタン舗装面積の減少に伴う費用の減額による請負代金額の変更をおこなうもの。

受注者が4週6休の達成が見込まれたことから増額補正をおこなうもの。

工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に基づく請負代金額の変更をおこなうもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
グラウンドコート舗装工	天然芝の植床土厚減少・ ポリウレタン舗装面積の 減少	▲ 4, 9 7 9, 0 0 0
—	週休2日補正	7, 6 1 5, 0 0 0
—	インフレスライド	2 7, 5 6 6, 0 0 0
合計 (税抜)		3 0, 2 0 2, 0 0 0
消費税及び地方消費税額		3, 0 2 0, 2 0 0
追加費用総計		3 3, 2 2 2, 2 0 0

スライド額の算定 (増額スライドの場合)

$$S = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 1 0 0)]$$

S = スライド額

P 1 = 変動前残工事請負代金額

P 2 = 変動後残工事請負代金額

3 変更後の契約金額

現在の契約金額 1, 0 8 9, 7 8 4, 3 0 0 円

追加費用額 3 3, 2 2 2, 2 0 0 円

変更後の契約金額 1, 1 2 3, 0 0 6, 5 0 0 円

議案第 1 3 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市鷹尾児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人相愛会
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 3 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高城児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人スマイリング・パーク
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 140 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市老人いこいの家条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市老人いこいの家
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人都城市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 1 4 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市勤労身体障害者教養文化体育施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社文化コーポレーション
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市高崎農産加工センター条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 R O P E S
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市道の駅山之口条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山之口ふるさと産品販売所、都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設及び都城市山之口農林水産物処理加工施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
道の駅山之口株式会社
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市チャレンジショップ及び都城市活性化広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
協同組合都城オーバルパティオ
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市中心市街地中核施設条例第 5 条第 1 項、都城市ウェルネス交流プラザ条例第 5 条第 1 項及び都城市駐車場条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市未来創造ステーション、都城市まちなか広場、都城市まちなか交流センター、都城市中央バス待合所、都城市中心市街地中核施設附帯駐車場、都城市ウェルネス交流プラザ及び中央地区立体自動車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

都城まちづくり株式会社

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市農業伝承の家条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市農業伝承の家
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人正応寺ごんだの会
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
金御岳公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
中郷商工会・都城アート美装共同事業体
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
母智丘公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人都城観光協会
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 149 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

都城市長 池 田 宜 永

別紙

市道路線の認定

中郷東部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
130	益貫・嫁坂線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号①

沖水地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
40555	山野原555号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号②

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
51033	加治屋1033号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51034	加治屋1034号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51035	加治屋1035号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51036	鷹尾1036号線	都城市 鷹尾三丁目	都城市 鷹尾三丁目	資料番号④
51037	鷹尾1037号線	都城市 鷹尾三丁目	都城市 鷹尾三丁目	資料番号④
51038	鷹尾1038号線	都城市 鷹尾三丁目	都城市 鷹尾三丁目	資料番号④
51039	狐塚1039号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号⑤
51040	狐塚1040号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号⑤
51041	蓑原1041号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑥
51042	蓑原1042号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑥

市街地北部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
60599	立野599号線	都城市 立野町	都城市 立野町	資料番号⑦

市道路線の廃止

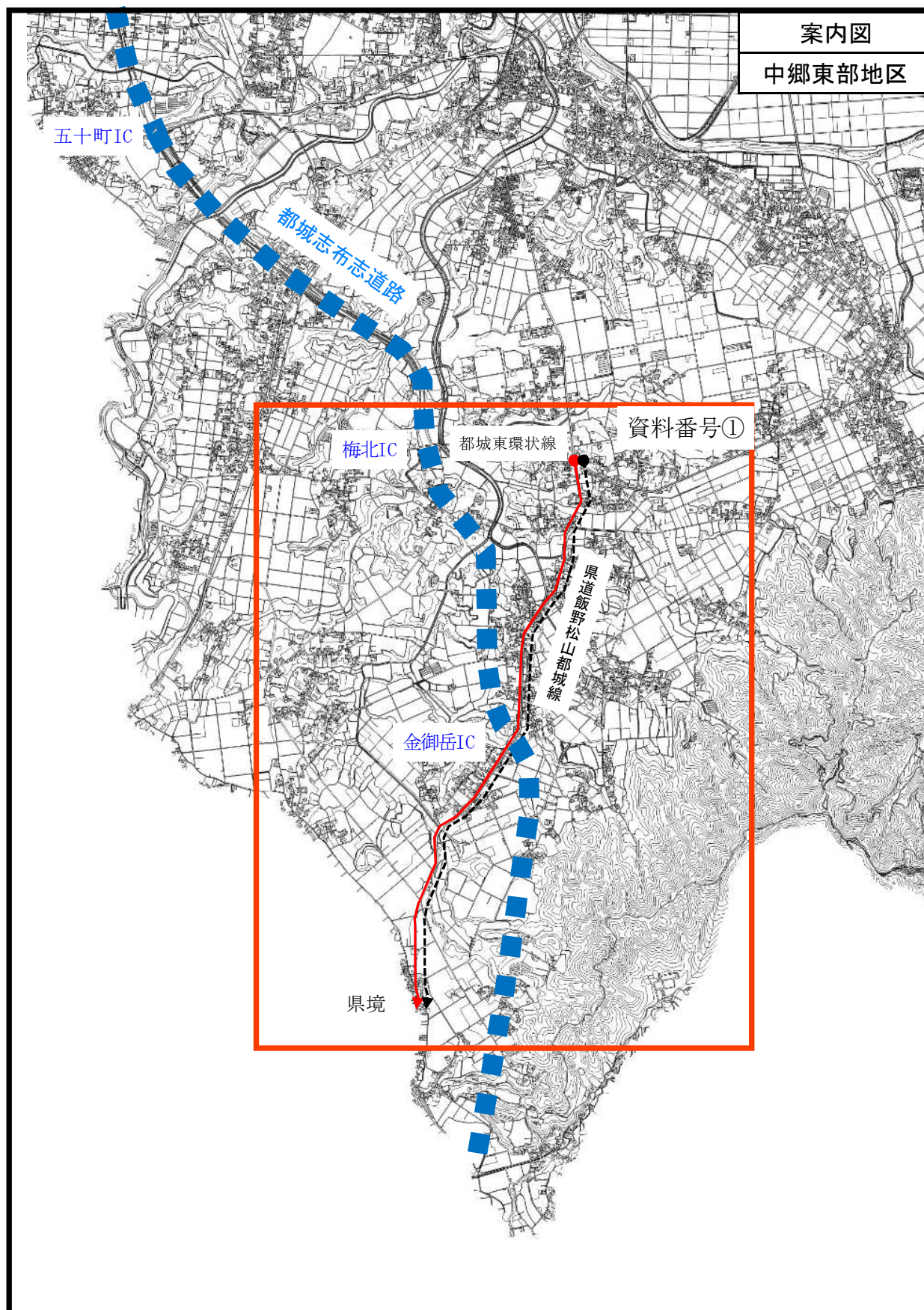
中郷東部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
90705	益貫・嫁坂線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号①

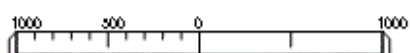
高城地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
110129	役場東通線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号⑧

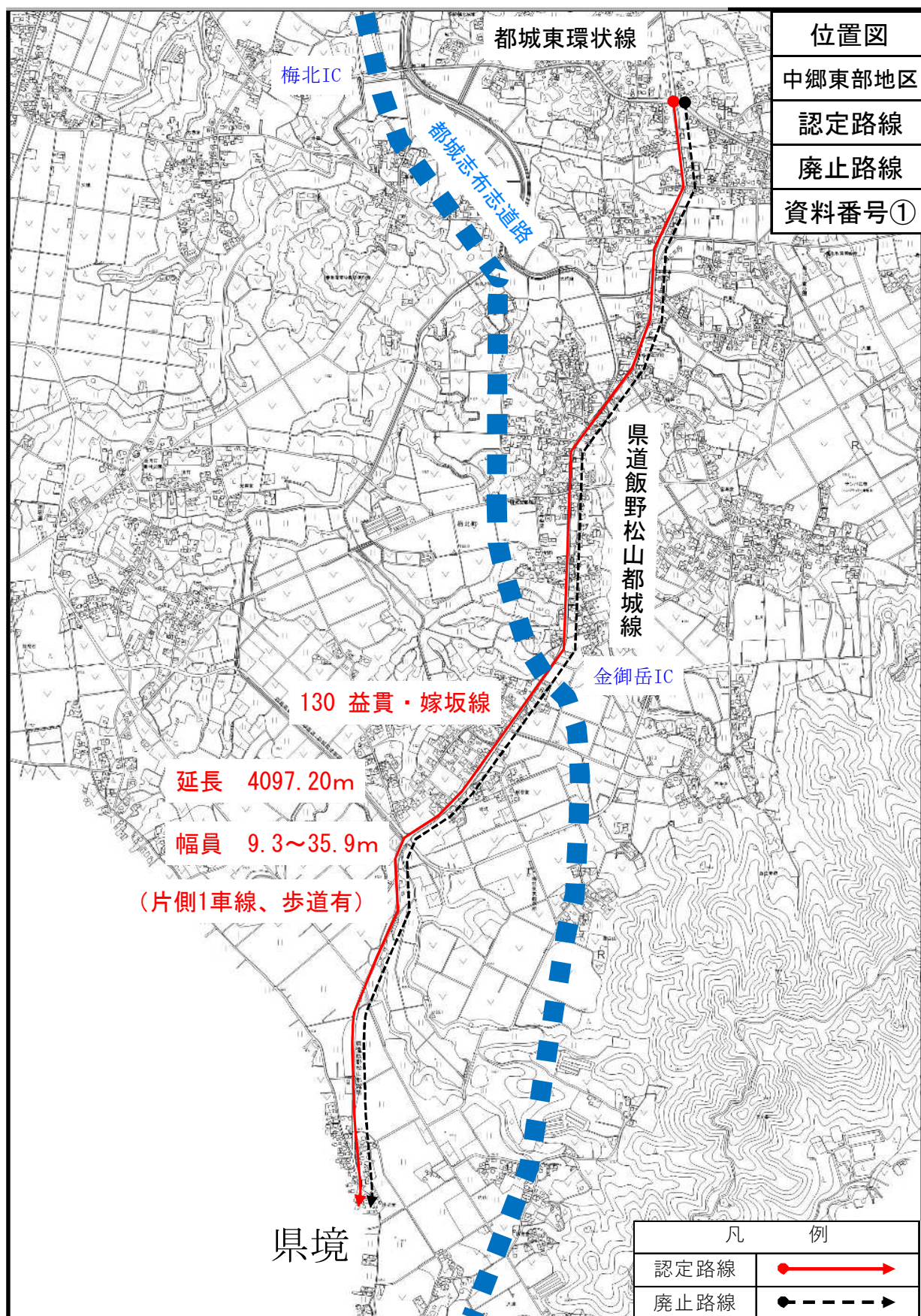
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



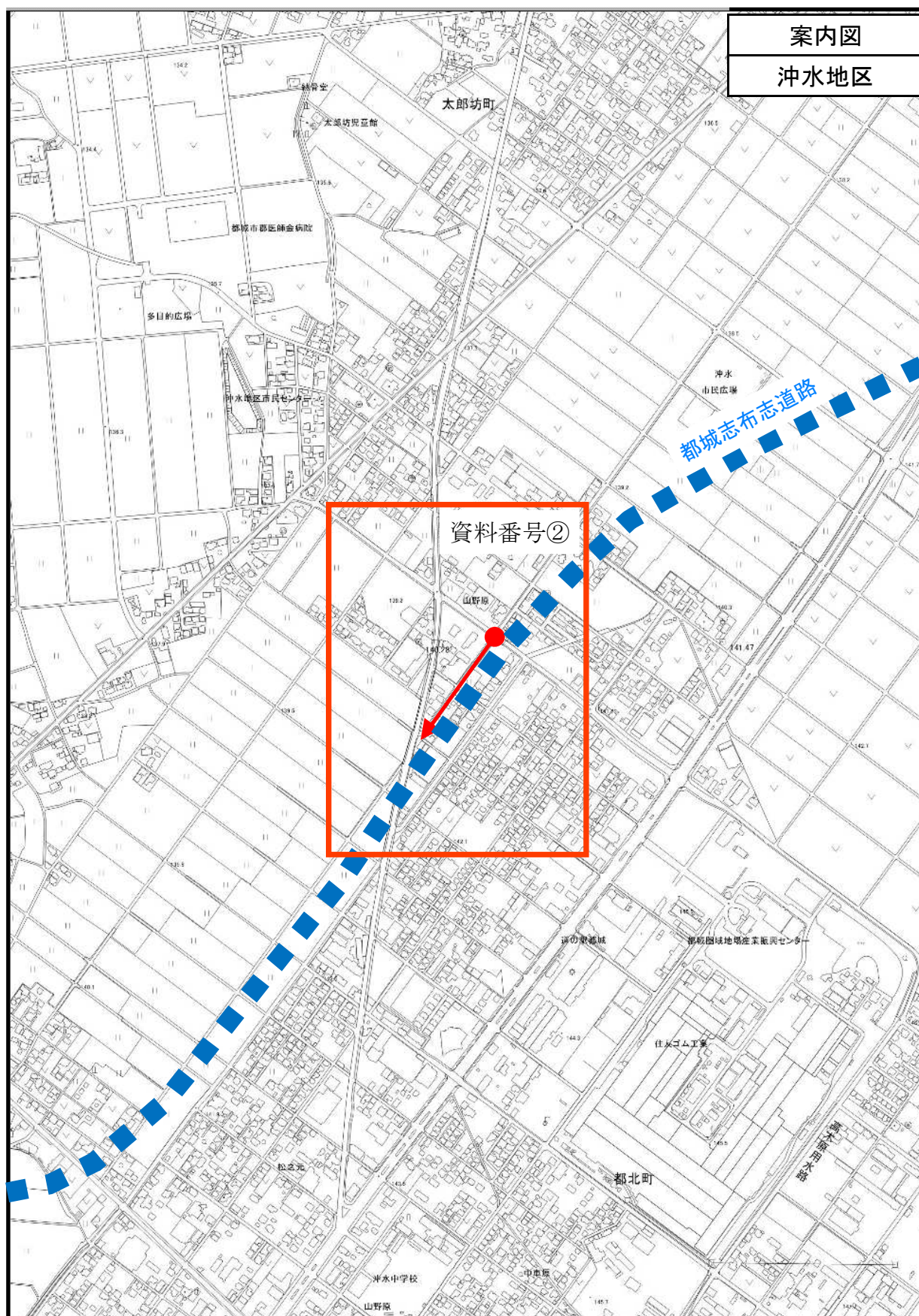
縮尺 1 : 40000



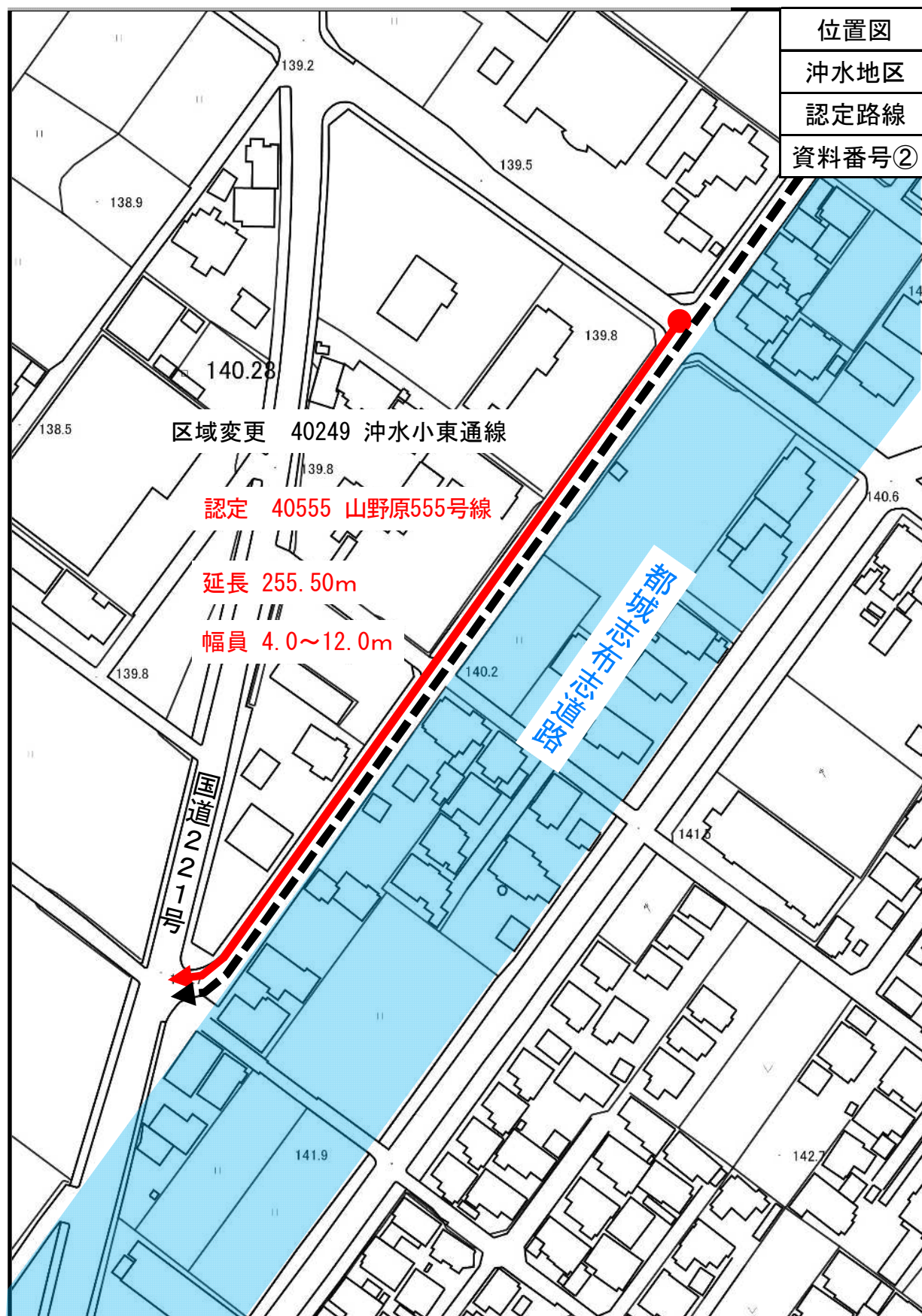
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



市道沖水小東通線 平面図 S=1:500

区域変更 40249 沖水小東通線

認定 40555 山野原555号線

延長 255.50m

幅員 4.0~12.0m

都城志布志道路

都北IC

オランダ

国道221号

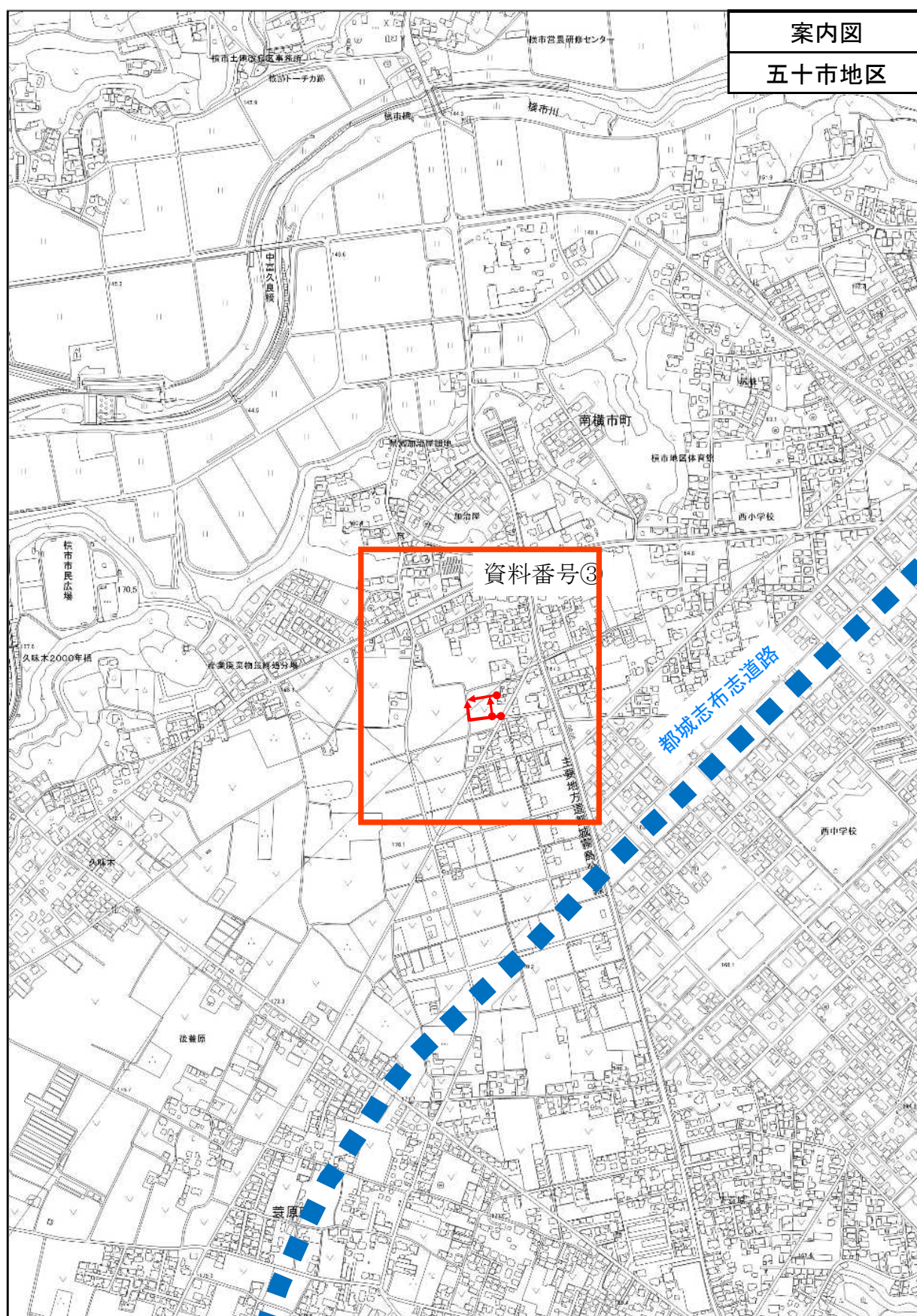
※センターラインに破線の場合は、破線とする。

第3回 設計変更 29 葉之内 10

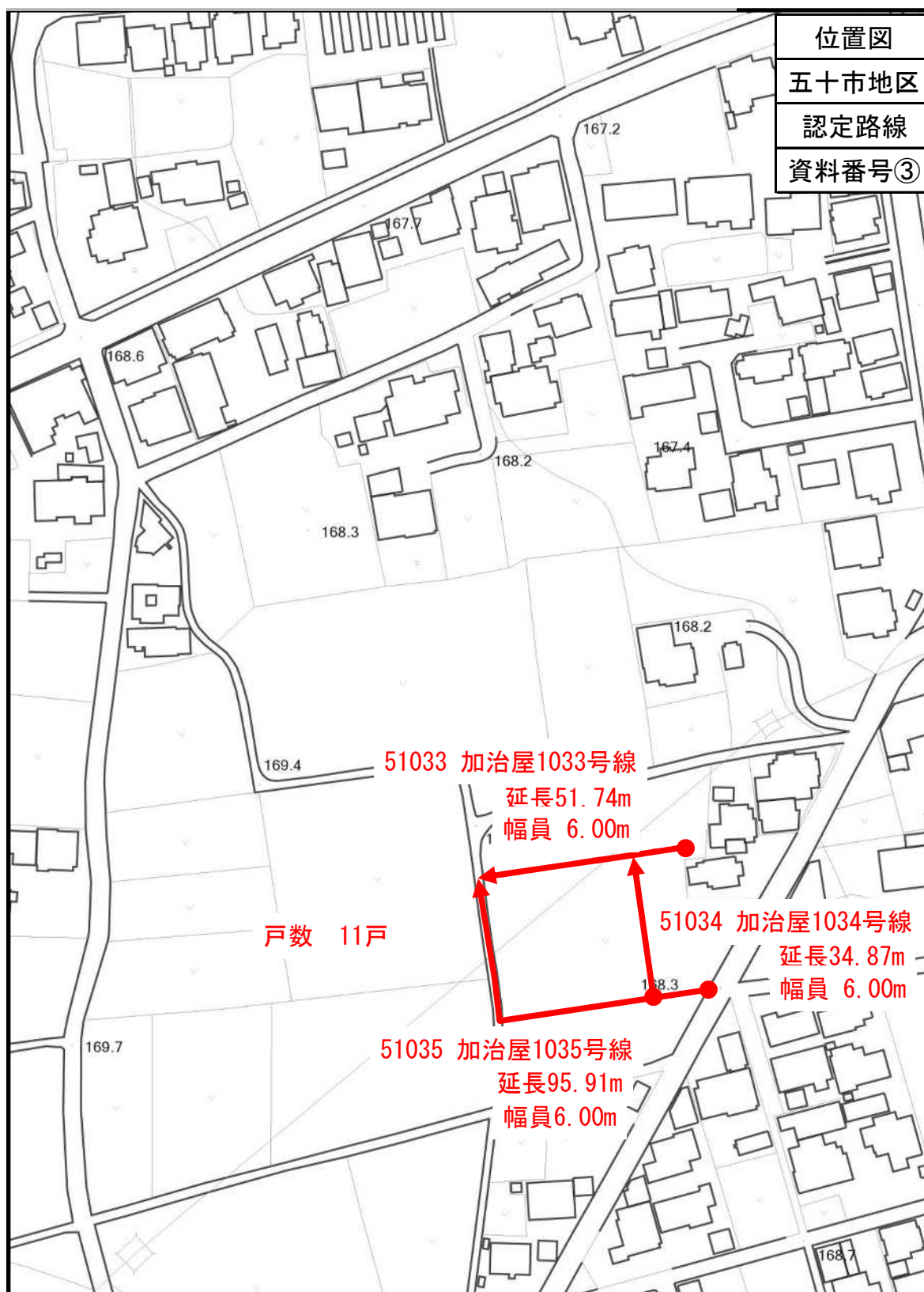
工事名	宮崎10号線IC改良工事
図面名	市道沖水小東通線 平面図
作成年月日	令和 年 月 日
縮尺	原寸
図面番号	第2475
会社名	九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

凡 例	
当初路線	黄色
変更路線	赤色

※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

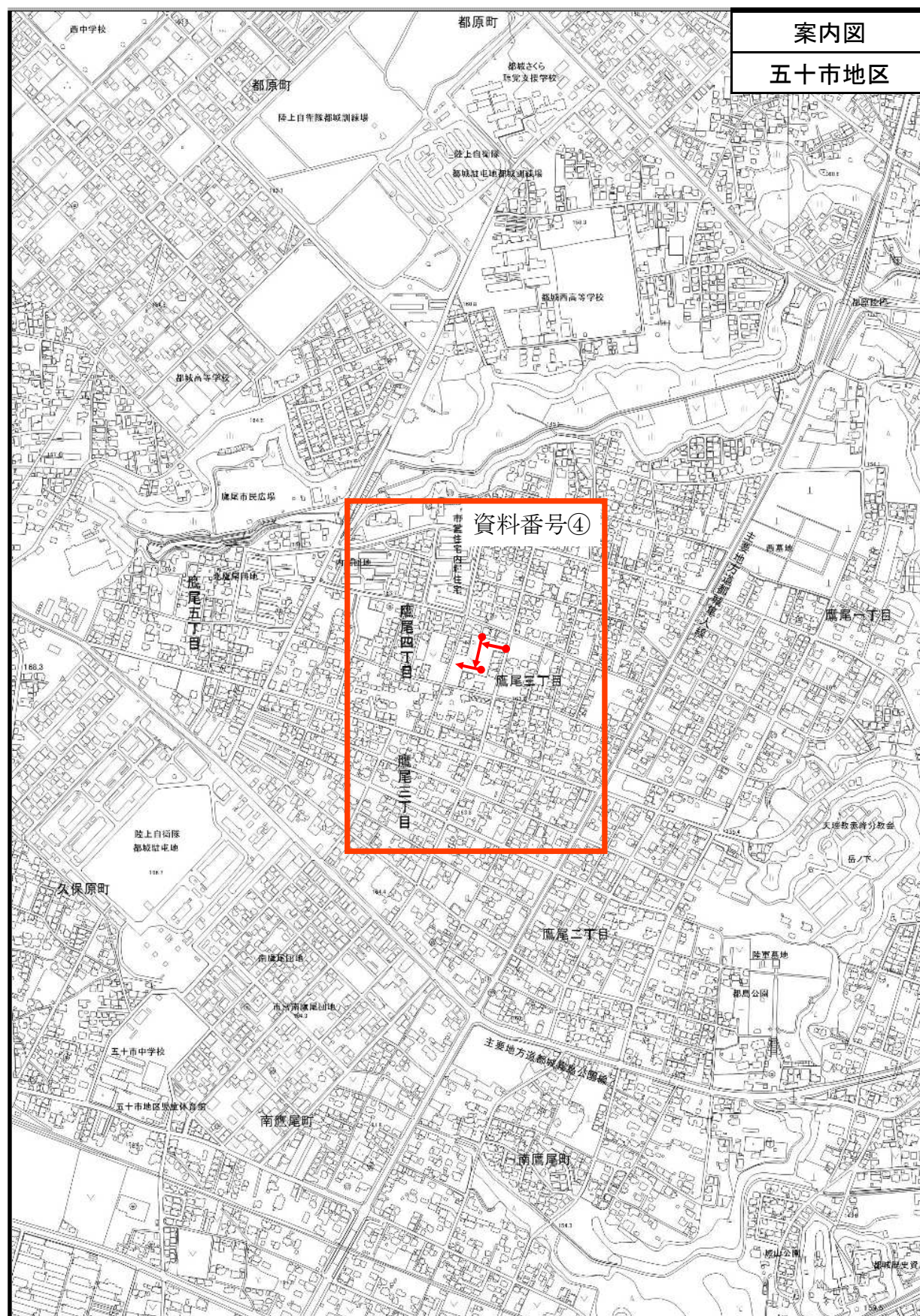


縮尺 1 : 1500

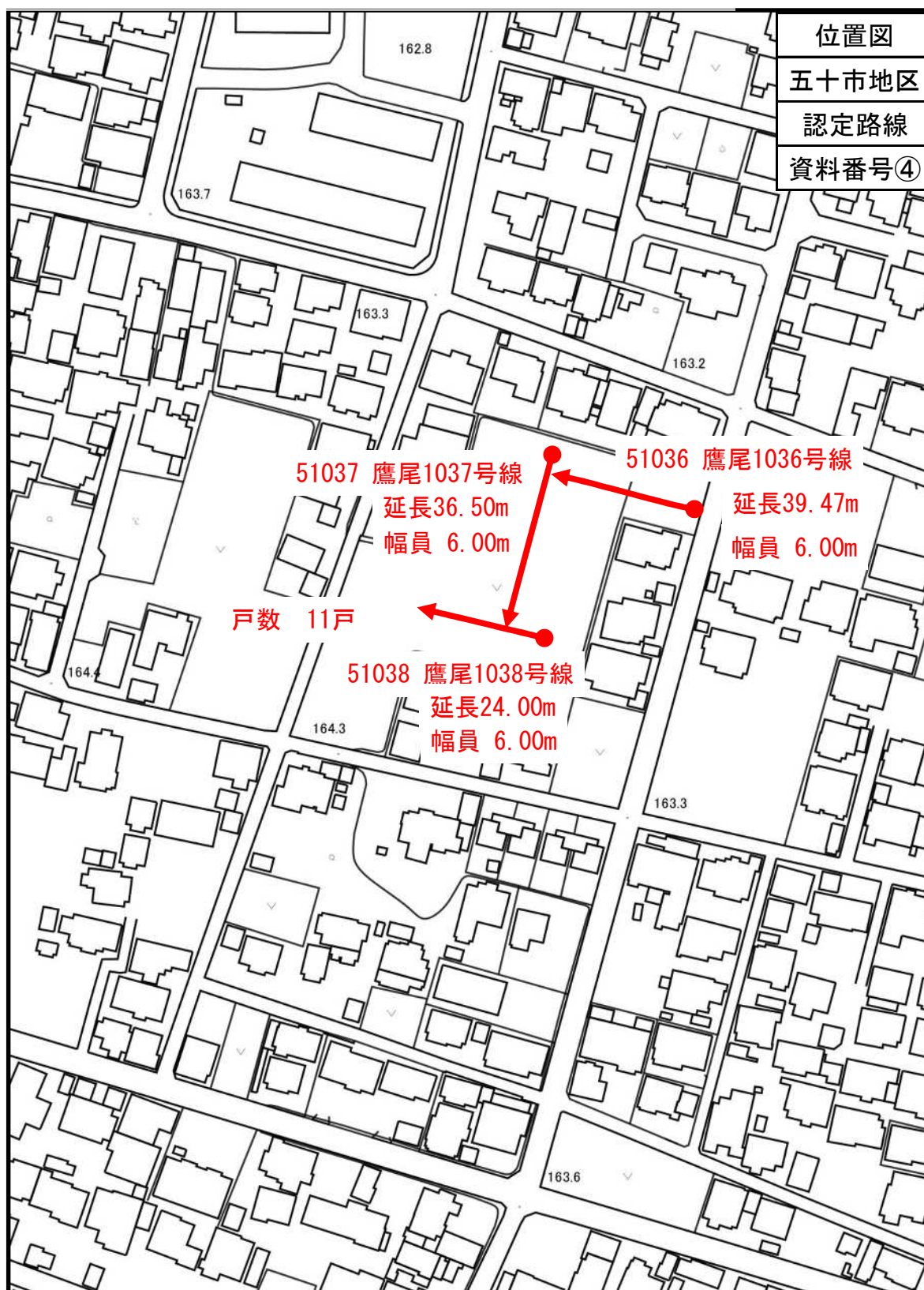
10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80



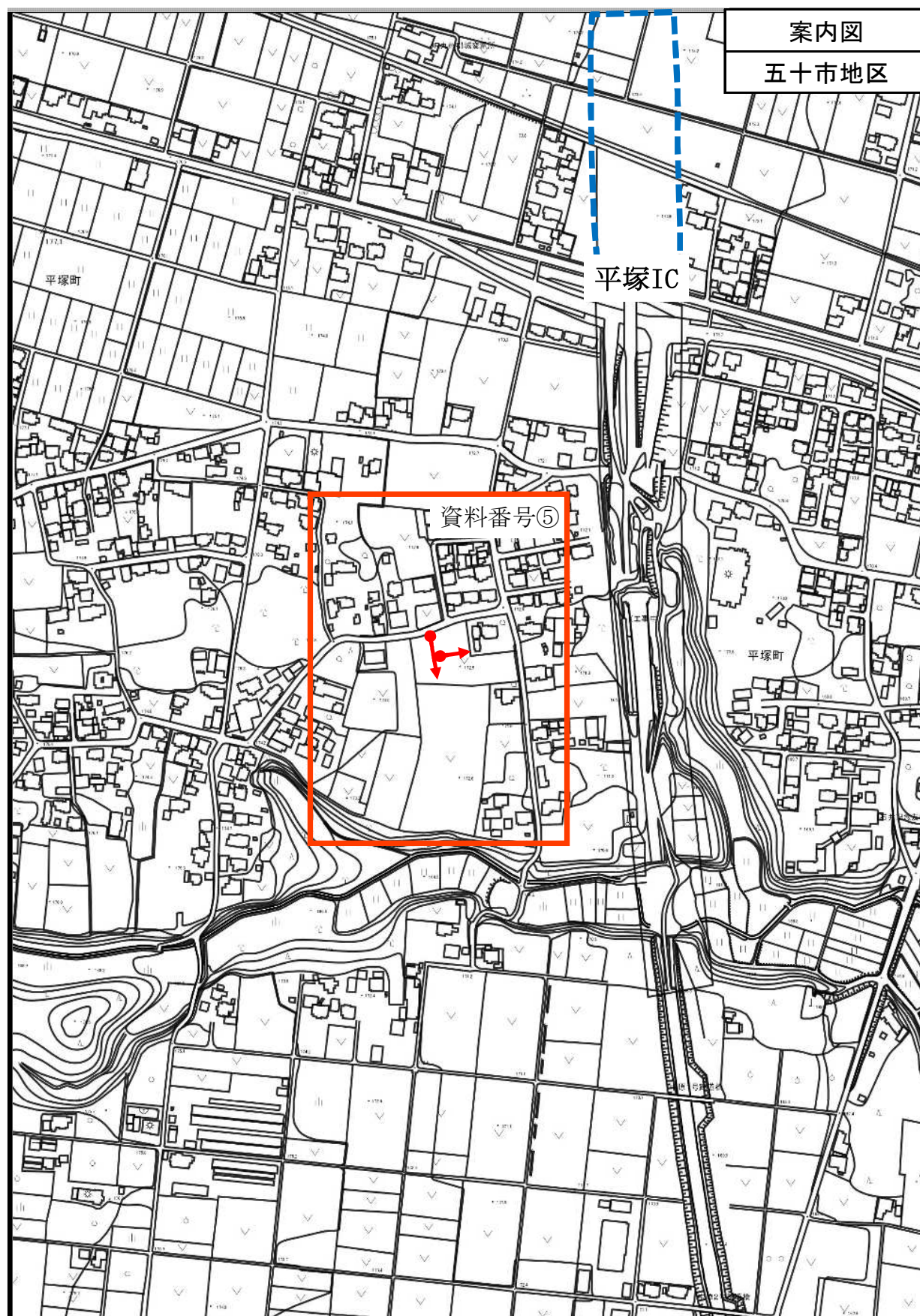
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



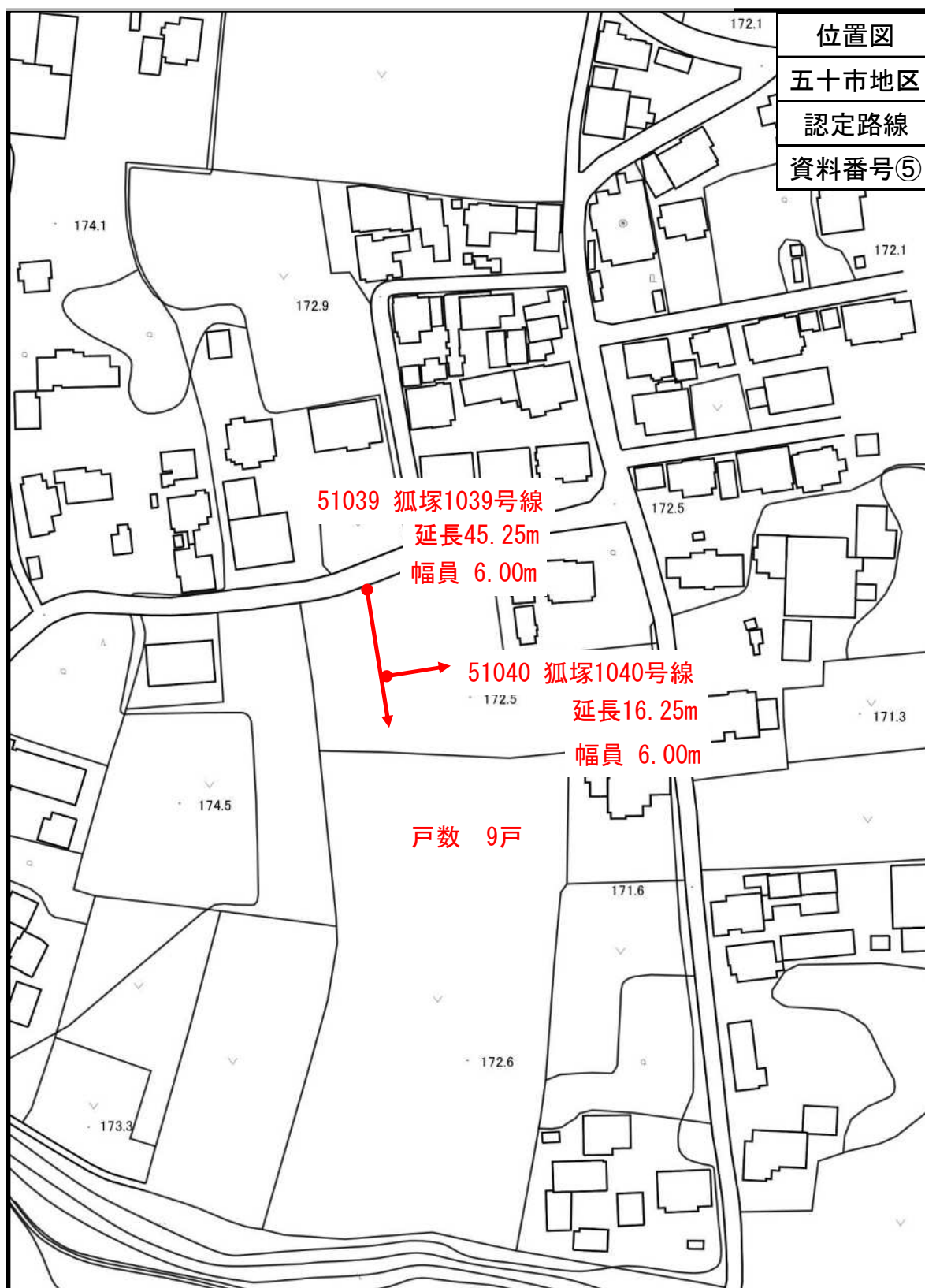
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



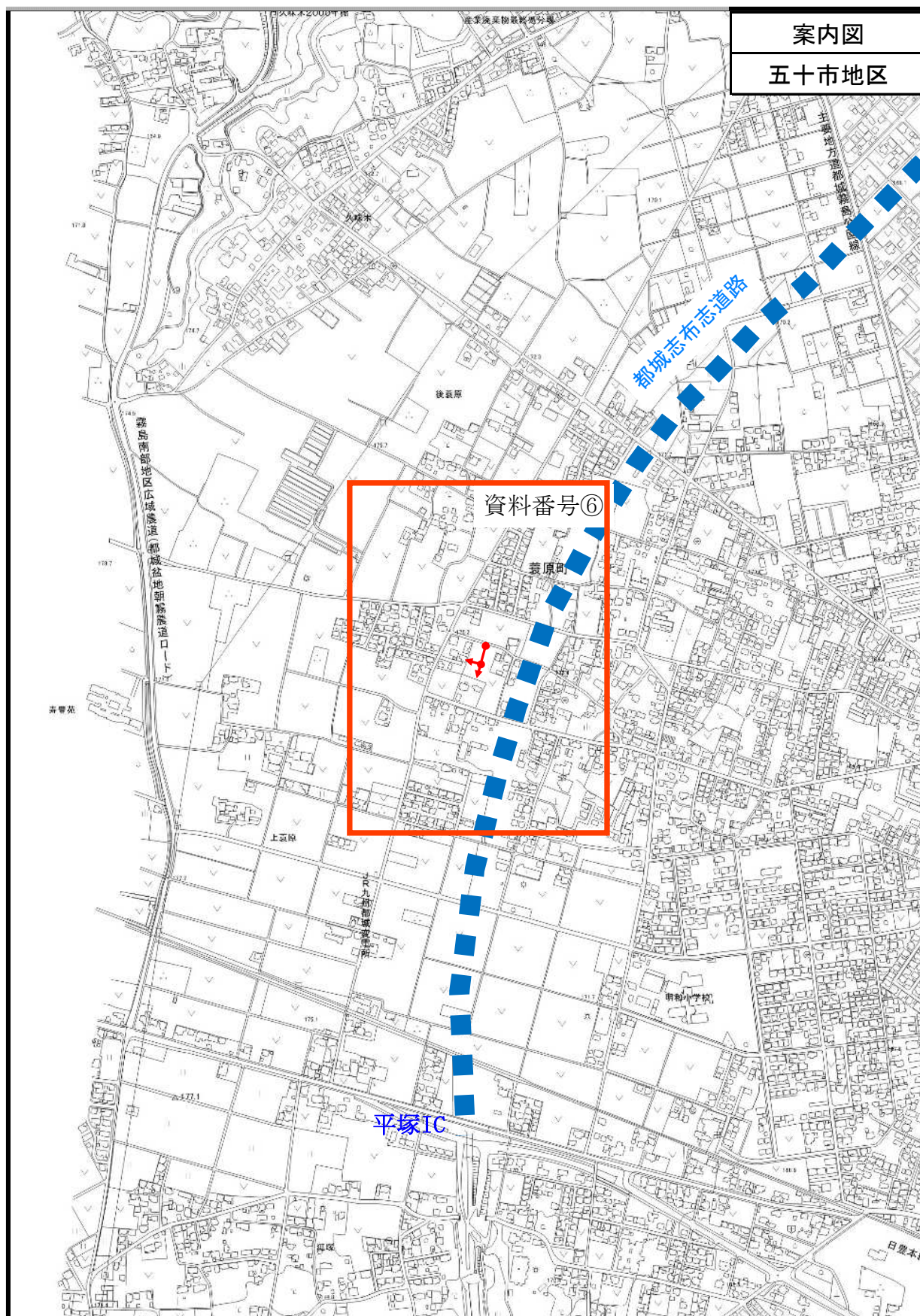
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



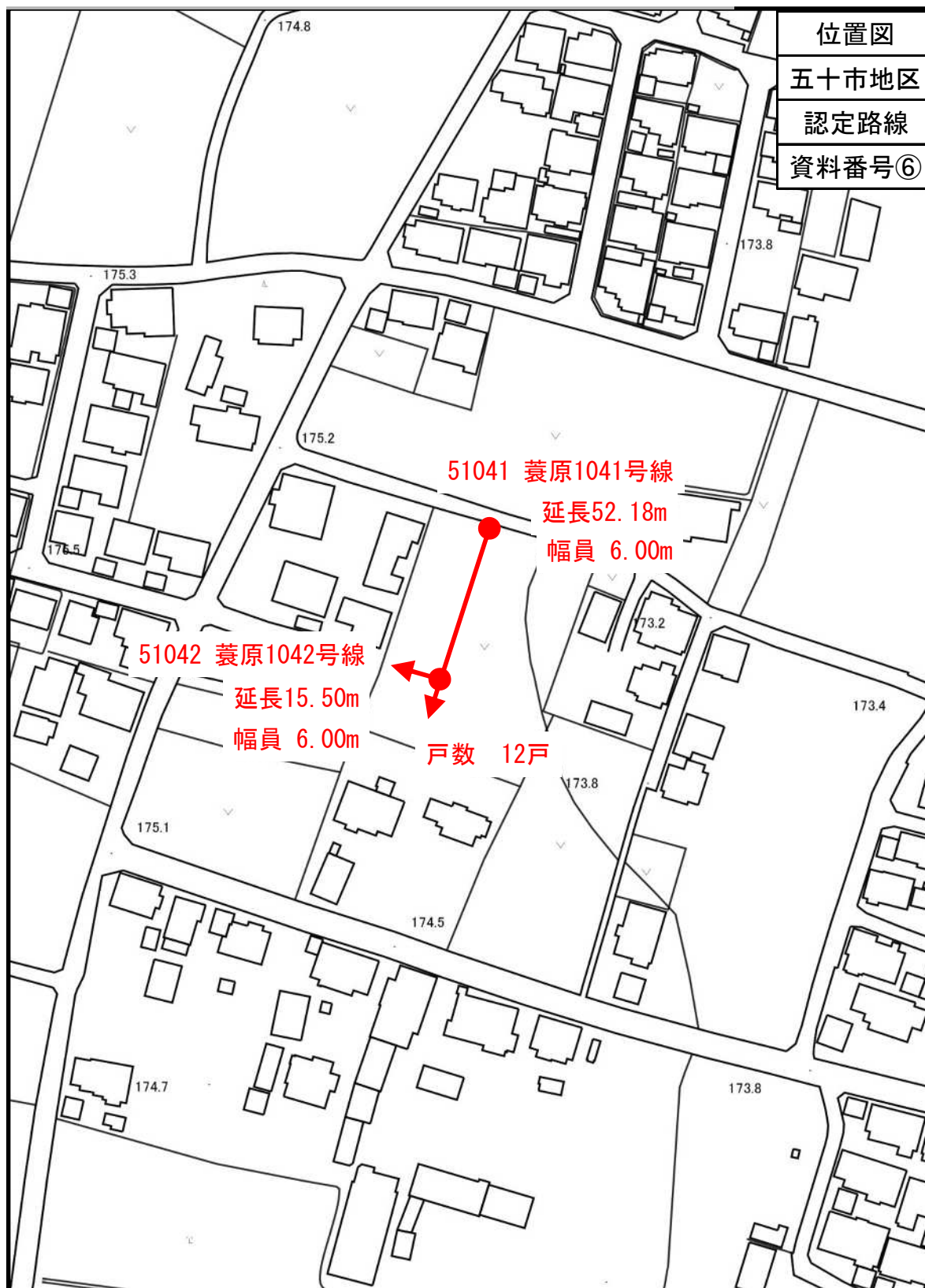
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



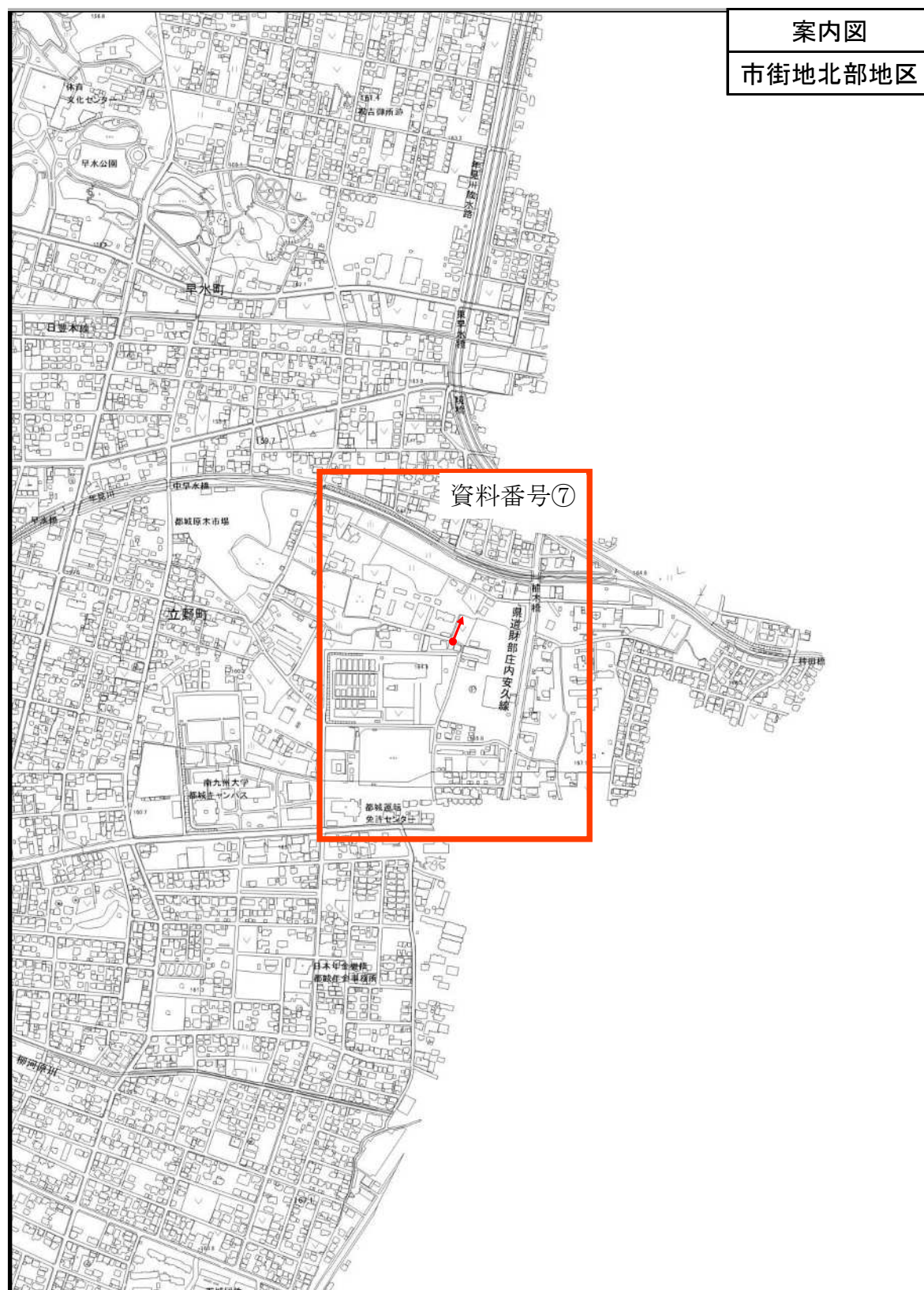
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



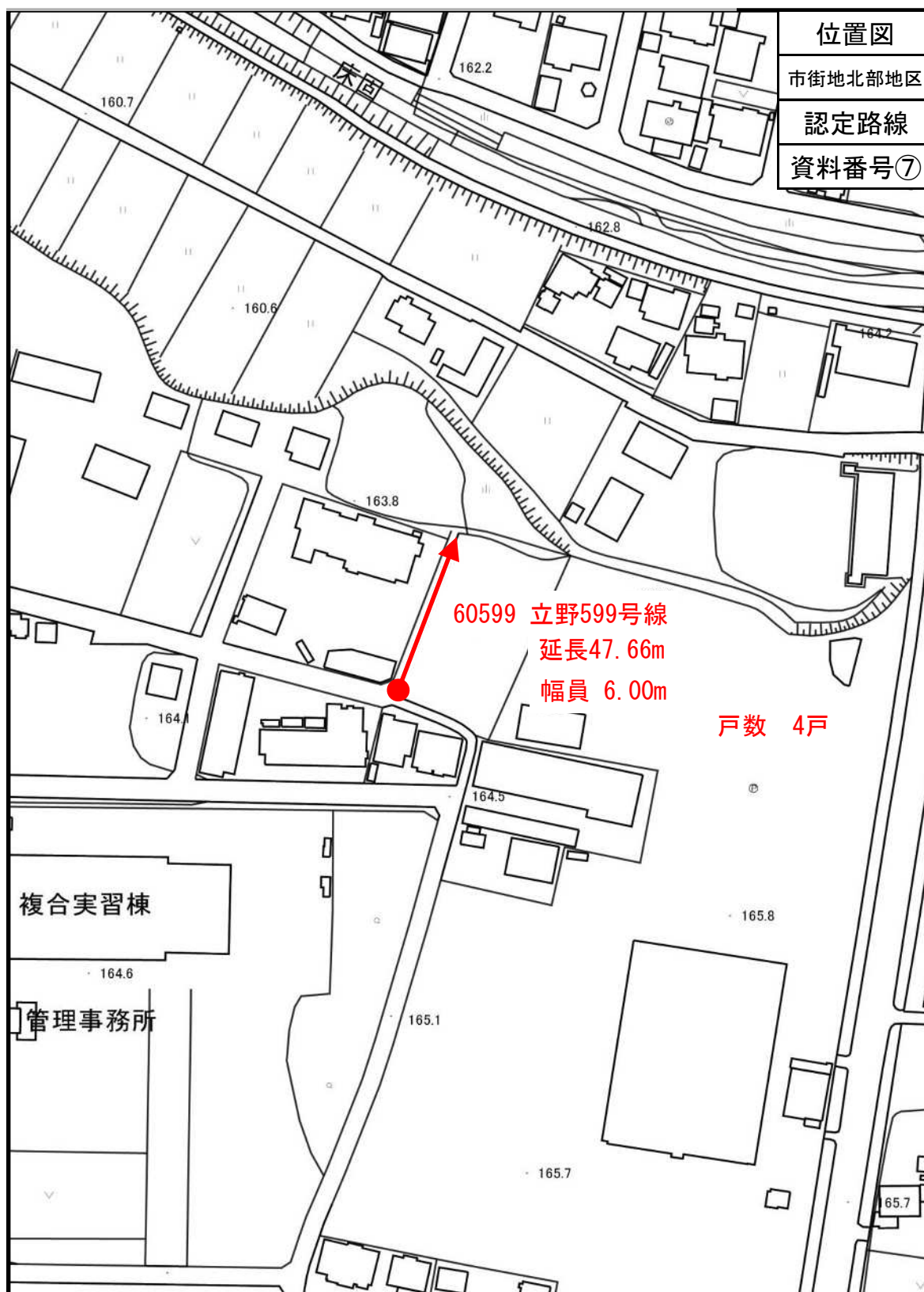
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。





※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

